

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年11月30日付「保医発第1130第4号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、下記の項目につき検体検査実施料が平成22年12月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D012 感染症免疫学的検査					
23	肺炎球菌細胞壁抗原(定性)	イムノクロマト法	210	免疫 144	*

[注]

- *: ア 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。
イ 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合に算定する。
ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。